

第2回住宅・建築物の地震防災推進会議 議事要旨

開催日時 平成 17 年 4 月 26 日(火)13 時 30 分~15 時 30 分
場 所 国土交通省 1 1 階特別会議室
出席者 委員長 1 名、委員 1 5 名出席（2 名欠席）

議題

【耐震化に関する支援策の充実】

- 市町村に窓口がきちんとあることが一番大事。
- 高齢者などの大半の相談は、技術的なことよりも業者への不安感によるものである。
- 耐震改修の工事費を信じていいのか、設計者に金額や効果を聞かないと不安。施工費に補助金というのも大切だが設計者を育て、設計をビジネスとして広めていく施策が大切。
- 耐震改修工法やコストを明瞭化していくことが必要。
- 耐震改修工法の性能検証制度の構築と情報公開が必要。
- 耐震診断には簡易診断と一般診断と精密診断があるがその内容や精度に差があるためきちんと周知する必要がある。
- 一般の建築については、できあがったもの、あるいはその診断した結果をチェックする判定委員会ができているが、住宅についてもできるようになれば、安心して頼めると思う。
- 建築主は、きちんと耐震改修工事を行ったかわかる検査済証などが発行されることを望んでいる。
- 耐震改修工事時の図面チェックはある程度は可能である、実際に現場の建物と図面をチェックすることとなるとコストがかかる。これを誰が負担するのか検討が必要。

- 国の補助制度を活用していくためには、補助率の引き上げや補助要件の緩和が必要。
- 高齢者、身体障害者に対しては補助金の割増制度を設けたところ、耐震改修の実績が向上した。
- 耐震改修設計について費用負担が曖昧になっているケースがあり紛争やクレームが起きている。
- 耐震性が不十分な住宅には高齢者が住んでいるケースが多い。高齢者の大半は部屋の 3 割を使っていないことから、長時間過ごす部屋を重点的に補強するというアイデアもある。

- 一度に改修するのが難しい場合は、段階的に改修を行うという考えもある。
- 税金のほうはガードが固い。特に地方の税制は財政事情の問題もあり難しい。
- 今後10年間に限定してあるエリアで集中的に建て替えや耐震改修をするというものに対し何らかのインセンティブ効果のある税制を検討頂きたい。

【耐震化を促進するための制度の整備】

- 地方公共団体の耐震化の目標や取り組み方針についての計画策定は地域の独自性を尊重し、自由度を認めていただくことが必要。
- 耐震化のための取り組みが進んでいる地方公共団体をモデル自治体として全国に紹介してみてはいかがか。
- 不特定多数の建築物の耐震改修の義務付けが必要。特に病院は災害時には救助の拠点として非常に大事であるのに、耐震改修はほとんど進んでいない。努力義務では進まない。
- 耐震改修促進法では計画の認定のみだが、検査済証や完了証明が必要。
- 我々は地震の危険性を嫌というほど知っているが一般的には自分のことだと思っていない。何となく口コミで動いている。これはもう人命の問題であり強制力もいたしかたない。
- 耐震性に疑義があった建築物の公表については、情報公開上の問題があるのではないか。
- 私立学校の耐震化は今ものすごく進んでいる。少子化が進むなかで耐震化が価値として見いだされている。企業、病院、ホテル等も耐震化を表示することで価値を高めるということが大切。

【所有者に対する普及啓発】

- 平成17年度に創設した統合補助金では、普及啓発や事業者の養成などにも補助ができる。
- 町内会等を単位として、災害があった場合にはどういう協力体制を組むかということも大変重要。
- 地域の人たちが生活の場をみんなで守るという考え方が必要。

【専門家・事業者の育成】

- 工務店とか事業者に対し講習や啓発を行わなければ適切な耐震診断・改修は進んでいかない。地方公共団体の一部で行われている登録事業者制度は大変良い制度。
- 建築主が構造図面を所有していないことが多い。この場合には耐震診断・改修が難しくなるのでどうしたらよいか検討が必要。

【地震発生時の被害の軽減】

- 外壁などの落下防災対策工事に対してもある程度の補助制度の検討が必要。

【新築時の耐震化の徹底】

- 「新築時の耐震化の徹底」については建物の登記時に完了検査済証の提出を要件化する等、ある程度法的な措置も併せて検討しないとなかなか実効が上がらない。

【地震保険の活用推進策】

- 現在の地震保険の2つの割引制度をより普及させていくことが必要。
- 市町村が行う耐震診断の結果による耐震等級割引が導入されることとなれば、さらなる保険の普及に役立つことが期待される。また免震等の新たな技術に対する耐震等級の割引は技術開発の促進に役立つことも期待される。
- 地域における団体割引制度の適用には火災保険との整合性など困難な問題点がいくつかある。団体で一斉に加入することがなかなか想定しにくいこと、同一の保険会社に参加しなければならないこと、料率の中の社費（経費）割合は低く、引下げ可能なファンドが割引額が期待できるほどのものとはならないであろうこと、等である。
- 料率そのものの見直しについては、大体5年ごとに見直されており今後も同様に見直しを働きかけていくことは必要と考える。
- 地震保険料の所得控除制度は実現していない。金融庁、財務省、内閣府に働きかけているところだが国土交通省からも支援して実現を図って頂きたい。

【今後の進め方】

- 次回では提言の案を審議をいただきたい、5月の末か、あるいは6月の初め頃に開催予定。大臣の出席も考えている。